図表2　「子供・若者育成支援推進大綱」の概要

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

平成28年2月9日（火）
子ども・若者育成支援推進本部決定

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1　はじめに

○**全ての子供・若者**が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、**社会的に自立した個人として健やかに成長**するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が**各々の役割を果たすとともに、**相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題**である。なお、**一人一人の子供・若者の立場に立って**、生涯を見通した**長期的視点、発達段階についての適確な理解**の下、**最善の利益を考慮**する必要がある。

○全ての子供・若者が健やかに成長し、**全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現**を**総がかりで**目指す。

現状と課題

【家　庭】
- 親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
- 貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
- 家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

【地域社会】
- 地域におけるつながりの希薄化の懸念
- 地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要

【情報通信環境】
- 常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
- 違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要

【雇　用】
- 各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
- 円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2　基本的な方針（5つの重点課題）

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
- 基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- 心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- 地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- 家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実
- 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成
- 官公民連携による地域における共助機能の充実
- 総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- グローバル人材、科学技術人材の育成
- 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- 地域づくりで活躍する若者の応援